

みんなの力で災害に強いはりまをつくる ～避けられたはずの犠牲を出さないために～

播磨町地域防災計画 住民向けダイジェスト



令和6年1月修正

播磨町

目 次

1. はじめに.....	1
2. 日頃から取組んでいただきたいこと.....	2
2-1. 個人や家族で取組んでいただきたいこと（自助）.....	2
2-2. 地域で取組んでいただきたいこと（共助）.....	6
3. 播磨町地域防災計画の概要.....	8
3-1. 播磨町地域防災計画とは.....	8
3-2. 全体構成.....	8
4. まず知っておいていただきたいこと.....	9
4-1. 本町で想定される災害.....	9
4-2. 町の防災体制.....	12
5. いざという時のために知っておいていただきたいこと.....	15
5-1. 災害時の情報について.....	15
5-2. 命を守る行動について.....	16
5-3. 生活再建に向けて.....	23

1. はじめに

これまで播磨町では、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、「播磨町地域防災計画」に基づき、防災行政を推進してきました。しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は広域・巨大・複合災害となり、また令和6年1月1日に発生した能登半島地震など大小関わらず、頻発する地震への対応を迫られています。

この災害を契機として、国の様々な計画や災害対策を基本とした法令制定や改正をされながら現状に対応しています。

本町では、南海トラフ巨大地震による地震・津波被害、山崎断層帯をはじめとする直下型の地震被害、集中豪雨や大型化する台風による浸水被害が懸念されています。また、少子高齢化、コロナ禍を経た地域コミュニティの弱体化、社会資本の老朽化など、災害に対抗する力が弱まるような様々な問題が大きくなっています。

そういった観点を踏まえ、町としても現状に対応した計画へと見直しを進めております。

本冊子は、住民の皆さん向けに「播磨町地域防災計画」の要点を示した要約版として作成したのですが、行政のみならず地域住民の皆様と共に「命を守る」を優先に防災計画の中の住民の皆様に影響が大きいところを中心に、加えて自ら対応いただくものなどもまとめております。本冊子とともに、「播磨町地域防災計画」をご確認していただき、来るべき災害に備えて、ご自身でも「今、できること」を考えていただくようお願いします。

2. 日頃から取組んでいただきたいこと

ここでは町防災計画の中でも、住民の皆さんに特に「日頃から取組んでいただきたいこと」について、「第3部 災害予防計画」から抜粋して説明します。

災害予防計画は、町の防災理念に基づき、3つの目標、9つの政策、48の施策体系の中に、112の個別事業を位置づけた体系的な計画となっています。そのうち、特に「政策1 関係団体の防災活動と連携を図る」「政策2 広く防災知識を普及させ、住民の主体的な取り組みを促す」は、住民の皆さんに関係する内容となっています。詳しい内容は、町防災計画の該当頁をご確認ください。

2-1. 個人や家族で取組んでいただきたいこと（自助）

(1) 主体的な防災知識の学習（町防災計画 P3-21～22）

防災・減災対策で必要なのは、「正しく恐れること」と言われています。そのためには、災害や防災・減災に関する知識が必要です。

住民の皆さんが防災について学べるように、町は町ホームページに「播磨町総合防災マップ」や「播磨町災害特性図報告書」などの本町に関する資料を公開したり、屋外の海拔表示板などの広報物を作成しています。

また、国や県などにおいても、防災知識の学習サイト等を作成しています。加古川市防災センターや神戸市にある人と防災未来センター、兵庫県広域防災センターでは、体験型の防災学習施設があります。

様々な観点から防災・減災に関する知識を学び、いざという時に備えましょう。

<町の防災情報>

播磨町ホームページ 防災情報	https://www.town.harima.lg.jp/bosai/bosai/index.html
-------------------	---

<町以外の防災知識の学習について>

 **防災について学ぼう** [防災に関するインターネットサイト](#)

- **兵庫県 地域の風水害対策情報**
<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/hazmap/top.htm>
- **地震調査研究推進本部**
<http://www.jishin.go.jp/main/index.html>
- **内閣府 防災情報のページ**
<http://www.bousai.go.jp/>
- **防災・危機管理 e-カレッジ**
<http://www.e-college.fdma.go.jp/>
- **気象庁**
<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- **独立行政法人 防災科学技術研究所**
<http://www.bosai.go.jp/>

防災センターに行ってみよう!

● **加古川市防災センター TEL:079-423-0119**
加古川市加古川町友沢137-1
JR加古川駅から「神姫バス(西団地行き)南高校前バス停」
下車、西へ徒歩6分

阪神・淡路大震災記念
● **人と防災未来センター TEL:078-262-5050**
神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
阪神電鉄「岩屋」駅、「春日野道」駅から徒歩約10分

(2) 防災訓練等への参加（町防災計画 P3-23）

全町総合防災訓練や自主防災組織合同研修会、津波避難訓練など、様々な防災訓練を町は企画・実施しています。これらの防災訓練は、机上の知識だけではなく、実際に自分の体を動かして体験するもので、普段の生活では体験できないことが体験でき、新しい気づきを教えてください。



▲自主防災組織による
土のう工法訓練

防災訓練の開催は、町広報等を通じて周知を行いますので、積極的にご参加ください。（なお、訓練によっては定員が決まっている場合もあります）

(3) 防災安心ネットはりまへの登録（町防災計画 P3-32）

災害時には、町は防災行政無線とともに、テレビやラジオ、町ホームページ等を通じて、住民の皆さんに情報の伝達を行います。過去の災害の教訓からは、情報伝達の手段は多重化（より多くの手段をもって伝える）しておくことが大切であるといわれています。

防災安心ネットはりまは、個人が所有されている携帯電話等にメール配信することで、情報伝達する手段です。使用には、事前の登録が必要ですので、情報取得の多重化の一環として、「防災安心ネットはりま」への登録を行いましょう。

なお、本町では携帯電話会社と協力し、緊急時に播磨町内にいる方々に強制的にメール配信を行う「エリアメール」、「緊急速報メール」も運用しています。

<防災安心ネットはりま>

**メール配信サービス「防災・安心ネットはりま」**

携帯版 QR コード

携帯電話やパソコンを利用して防災・防犯情報などの安全・安心に関する情報や、播磨町からのお知らせなどの情報を、それぞれ希望される方へお知らせします。



携帯電話またはパソコンから下記のホームページアドレスにアクセスしてください。



<http://bosai.net/harima/>

(4) 食料・飲料水・生活必需物資の備蓄（町防災計画 P3-39）

本町では、地震などの災害時に物流経路が途絶えた場合に備えて、食料等の備蓄を行っています。ただし、それはあくまで緊急対應用であるため、すべての物資を町だけで確保することは困難です。

そのため、各ご家庭においても、いざという時に備えて、食料や飲料水など、1週間分程度を目標に備蓄を行ってください。

なお、上手に備蓄するためには、備蓄のためだけに食料等を準備するのではなく、普段食べているカップめんや缶詰、インスタント味噌汁など少し多めに買い置きし、賞味期限の古いものから消費し、食べたならその分を補充する方法（ローリングストック法）も一つの方法です。

ご家庭での備蓄物資を検討される際は「播磨町備蓄計画」も参考にしてください。

<ローリングストック法について>

蓄える→食べる→補充することを繰り返しながら一定量の食品が備蓄されている状態を保つ備蓄法です。備蓄のコツは、3つです。

- ①普段食べている食材を多めに買って、備える
- ②普段の食事で食べる
- ③食べたらいき足して、補充する

飲料水や日用品にも応用できます。

キャンプや山登りなどのアウトドアでも使える食品もありますので、ローリングストック法を日常生活の一部に取り入れてみましょう。



出典：政府広報オンライン

また、発災後は、ライフラインが停止する可能性があるため、カセットコンロなどの熱源は必需品です。カセットボンベは、1人/1週間あたり約6本必要です。お湯を沸かしたり、レトルト食品を温めたり、カップ麺などを食べられます。温かい食事は身体も温まり、緊張感や不安も和らげてくれます。

水洗トイレが機能しなくなると、処理が滞った排泄物における細菌により、感染症や害虫の発生が引き起こされます。また、排泄を我慢するために、水分や食品摂取を控えると、栄養状態の悪化や脱水症状、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）等の健康被害を引き起こすおそれが生じます。

食べ物・飲物と同様にトイレの備蓄も大切です。一人当たり5回（成人の平均排泄回数）×7日（国が推進する日数）＝35回分/週が必要です。

携帯トイレ(1回使い切り)

断水や排水不可となった洋式便座等に設置して使用する便袋(し尿を溜めるための袋)。吸収パッドや凝固材等で固めて衛生的なので、旅行やドライブに、キャンプやアウトドアに、防災用に、非常用に適しています。



簡易トイレ(複数回使用可)

小型で持ち運びができる箱型トイレ。使い捨てのものと、洗浄して何度も使えるものがあります。簡易トイレは下水設備などの、汚物をきちんと処理できる設備が無い場所で、これらを衛生的に処理する目的で使われています。



(5) 防災会議等への参画・意見要望(町防災計画 P3-44)

町防災計画の見直しなどについて、本町では防災会議の開催、パブリックコメント制度を通じて意見交換を行いながら、町の防災行政を推進しています。

本町の防災理念「みんなの力で災害に強いはりまをつくる」を達成するためには、地域住民の意見を取り入れることが大切であると考えています。防災会議に関しては、一般傍聴の制度も整備しています。防災会議やパブリックコメントの実施については、町ホームページ等でお知らせいたしますので、町の防災行政へのご意見をよろしくお願いいたします。

(6) フェニックス共済(兵庫県住宅再建共済制度)への加入(町防災計画 P3-60)

フェニックス共済は、兵庫県が阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ創設した制度です。この共済は、住宅を所有している方に加入いただき、平常時から資金を寄せ合うことにより、災害発生時に被害を受けた住宅の再建・補修を支援する制度です。

あらゆる自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等)を対象とし、地震保険や他の共済と併用できます。

一日でも早く住まいを再建するために、ぜひ加入をご検討ください。

フェニックス共済について詳しいことは、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金か町へお尋ねください。

(7) 建築物等の耐震性の確保(町防災計画 P3-86)

地震への防災・減災対策は、建築物の耐震化が第一です。本町では住宅無料相談や、簡易耐震診断事業や兵庫県わが家の耐震改修促進事業等による住宅耐震化の支援を行っています。詳細な条件等は、町までお問い合わせください。

また、建築物の耐震化と併せて、家屋内の家具の固定や配置についても配慮が必要です。寝ているときにタンスが倒れたりして圧死したり、入口がふさがれて避難できなくなったなどの危険性があります。寝床や扉の付近に倒れそうな家具を置かないようにする、背の高い家具は転倒防止のために固定するなど、地震に備えてください。

2-2. 地域で取組んでいただきたいこと（共助）

(1) 自主防災組織等への参加（町防災計画 P3-14～15）

自主防災組織は、「自らの地域は自分たちで守る」という意識を持った住民の皆さんが防災活動のために自主的に作る任意団体で、メンバーはボランティアです。

町内では、43 団体の自主防災組織が結成されており、組織率は97.7%で高い組織率にあります。各自主防災組織では1年間に4回、のべ58名（令和4年度平均）による活動が行われています。ただし、組織によって活動の度合いが異なり、地域差があるのも事実です。

自主防災組織は、地域における共助の要となることが期待されることから、町は自主防災組織の活動や取組みを活性化させる等の支援を行っています。住民の皆さんも、「自らの地域は自分たちで守る」意識を持って、積極的に自主防災組織活動にご参加ください。

また、兵庫県では阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「ひょうご防災リーダー」の育成制度を設けています。これらの制度も活用して、地域防災力の向上に努めてください。

(2) 消防団への参加（町防災計画 P3-16）

消防団は、町が消防組織法に基づいて設置する公的な組織です。主に地域住民によって組織されますが、町の公的な消防機関であり、消防署と協力して火災、災害及び人命の救助に出動するとともに、火災予防の普及啓発活動等を担います。団員は非常勤の特別職公務員であり、報酬や公務災害補償制度などのサポート体制が整えられています。また、町では消防団の装備、資機材などについても充実を図っています。

町内では、消防団員は地域で働く自営業者の方などが従来は多かったのですが、近年は町外で働く方の割合が高くなり、日中災害に即時対応できない傾向にあります。また、団員の高齢化も進んでいます。

消防団は、直接的に地域の皆さんの救助にあたるなど、重要な役割を担います。「自らの地域は自分たちで守る」意識を持って、消防団に参加しましょう。消防団に入団するためには、特別な資格は必要ありません。

町内に在住のかたで、心身健康な18歳以上50歳未満のかたであればどなたでも入団できます。男性だけでなく、女性消防団員も募集しています。



出展：(公財)兵庫県消防協会

(3) 災害ボランティアへの参加（町防災計画 P3-19～20）

これまでの災害においても、行政や地域住民以外の一般の方による災害ボランティアが被災地の復旧や復興に活躍されており、重要な役割を担っています。また、平時から町内においても、多くの方が様々なボランティア活動に取り組まれています。

災害時には、町は町社会福祉協議会と連携し、町内外からの災害ボランティアを受け付ける災害ボランティアセンターを設置します。過去の被災地の教訓等では、一般の災害ボランティアと、地域のボランティアの活動ニーズをマッチングさせる役割を担う「災害ボランティア・コーディネーター」が、円滑なボランティア活動に必要であるこ

とが指摘されています。町においても、各種団体と平時から一緒に防災活動を行ったり、災害ボランティア・コーディネーター養成講座の開催を検討するなど、災害ボランティアへの支援を行っています。災害時に自分に何が出来るか考えてみてください。

(4) 避難行動要支援者（高齢者等）への支援（町防災計画 P3-70～71）

本町では、災害時に特別な配慮が必要となる高齢者、障がい者等の要配慮者のうち特に避難行動に支援が必要な方（避難行動要支援者）を支援するための全体計画（播磨町避難行動要支援者避難支援計画）及び個別計画の作成の手引きを策定し、要配慮者への支援体制の整備を進めています。また、今後は、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組や通常の音声・言語による手段では適切に情報を入手できない方も、防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができる取組を推進します。

ただし、避難行動要支援者への支援体制は行政のみで確立できるものではなく、当事者の方の防災意識の向上や、住民の皆さんの協力体制が必要となります。平時から要配慮者に対して何が出来るかを考え、町と協力・連携して、少しでも被害を軽減できるように取組みを行っていきましょう。

(5) 避難所の開設・運営体制の確立（町防災計画 P3-77）

地震などの大規模な災害時には、住居等が被災し、一時的に避難所での生活を余儀なくされる事態も想定されます。本町では、小中学校を中心に被災された方を収容する避難所として指定し、開設を行う予定としています。ただし、災害時には一時的な混乱状態になり、必ずしも行政のみで避難所の開設・運営が行える保証はありません。そのため、避難所の開設・運営に関しては、町・施設管理者（学校など）・地域住民の3者が集まり、避難所運営マニュアルを作成する取組みを行っています。

災害時には、誰しもが避難者になる可能性があります。また、避難所には高齢者や乳幼児等の災害弱者と言われる方や性的マイノリティを有する方など、様々な方が避難されます。そして避難所は、避難者自身によって運営していかなければなりません。そのために、平時から地域の避難所を把握するとともに、避難所運営マニュアル等を確認したり、防災訓練に参加して、いざという時に備えておきましょう。

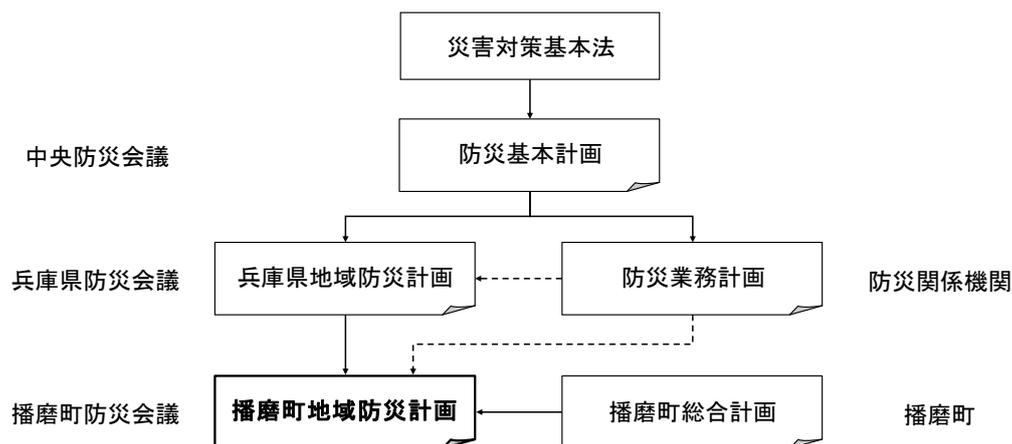
3. 播磨町地域防災計画の概要

3-1. 播磨町地域防災計画とは

播磨町地域防災計画（以下、町防災計画）とは、我が国における防災対策に関する基本法である災害対策基本法に基づく、町における防災対策を示した計画です。

町防災計画は、町が主体となり、播磨町防災会議での審議やパブリックコメントでの意見を踏まえて、作成されます。

＜播磨町地域防災計画の位置づけ＞



3-2. 全体構成

町防災計画は、計画編（全4部）と資料編で構成しています。

記載内容は、主に町が実施する行政の計画ですが、住民の皆さんや自主防災組織の役割など、地域での取り組みに関連する内容を含んでいます。

＜播磨町地域防災計画の全体構成＞

編	部	概要
【計画編】	第1部 総則	計画の趣旨や、町で想定される災害、町がめざす防災体制など、防災計画全般に関わる事項を示しています。
	第2部 災害応急・復旧・復興計画	災害発生のおそれのある警戒期から災害発生初動期、応急期、復旧期、復興期までの一連の事態に対して、時系列に即して、どのような対策をとるべきかを示しています。
	第3部 災害予防計画	町の防災理念に基づき、3つの目標、9つの政策、48の施策体系の中に、112の個別事業を位置づけ、平常時から取り組むべき計画を体系的に示しています。
	第4部 その他計画	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画のほか、広域一時滞在対策計画を示しています。
【資料編】		各種様式、要綱・要領、協定等を示しています。

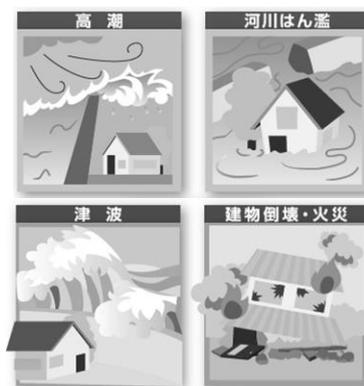
4. まず知っておいていただきたいこと

ここでは町防災計画の中でも、住民の皆さんに特に「まず知っておいていただきたいこと」について、「第1部 総則」から抜粋して説明します。詳しい内容は、町防災計画の該当頁をご確認ください。

4-1. 本町で想定される災害

本町で想定される災害には、主に以下のようなものがあります。

- ①南海トラフの巨大地震と津波
- ②山崎断層帯地震等の直下型地震
- ③大雨による浸水被害（河川氾濫など）
- ④台風による風害・高潮・高波
- ⑤その他事故災害



(1) 南海トラフの巨大地震と津波（町防災計画 P1-11～15）

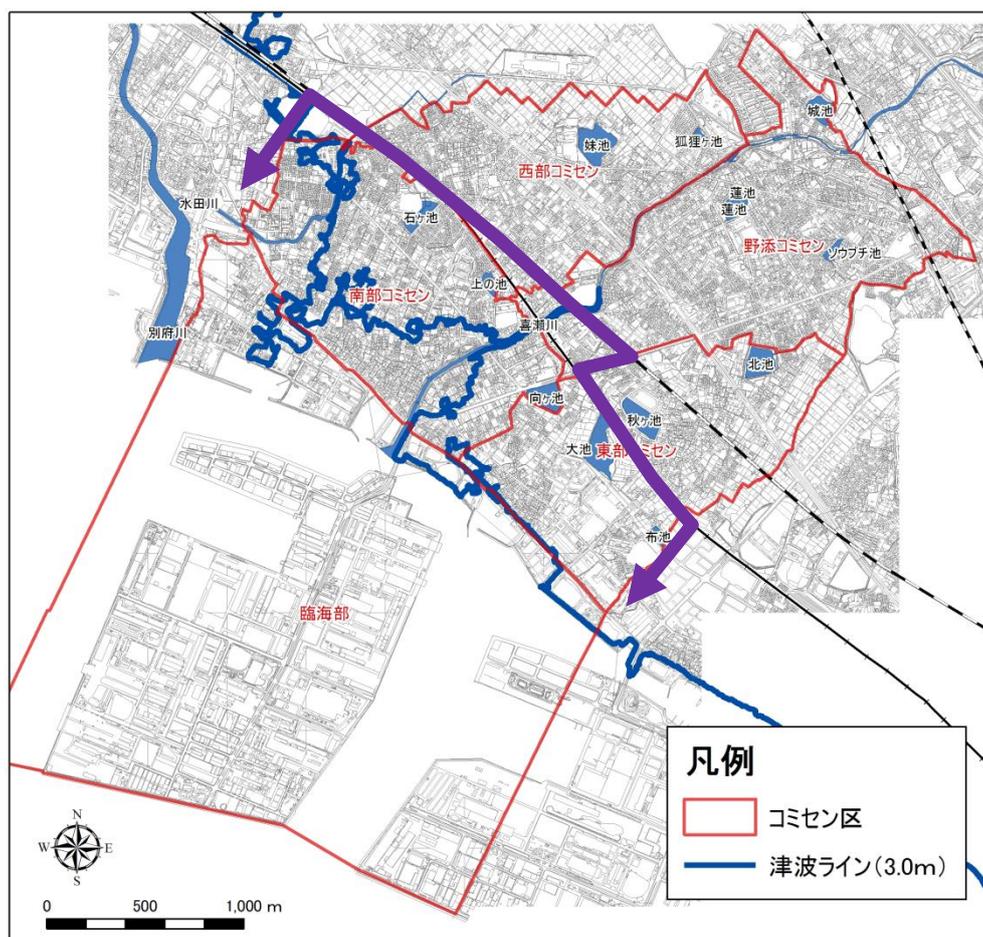
南海トラフとは、四国の南の海底にある深い溝（トラフ）のことで、ここを震源地に過去 100～200 年間隔で繰り返し大地震が発生しています。国の機関である地震調査研究推進本部の発表によると、地震の発生確率は 10 年以内に 30%程度、30 年以内に 70～80%、50 年以内では 90%程度もしくはそれ以上であるといわれています。（令和 5 年 1 月 1 日時点）

この地震が発生すると、地震動による建物倒壊、液状化、火災等の被害と併せて、津波による被害が想定されます。平成 26 年 6 月に兵庫県から公表された被害想定結果によると、町内の地震動は震度 6 強、津波高（満潮時）は 2.2m、津波高が 1.0m に到達する時間は 110 分、町内での全壊棟数は 354 棟、死者数 23 名となっています。

地震動による被害については、建物の耐震化や家具の固定を中心に進めていくことが第一です。一方で、津波に関しては、兵庫県が兵庫県津波浸水想定図を作成する等、科学的根拠に基づく想定はなされていますが、東日本大震災でも指摘された「想定外」が発生することを考慮し、より安全な対策（より高いところへ逃げる）が必要となります。

本町では、特に地盤高の低い地域（海拔 3m 未満の地域）である「県道 382 号（本荘平岡線）以東の山陽電気鉄道以南の地域」「県道 382 号（本荘平岡線）以西の山陽新幹線以南の地域」の方には、町内の津波避難目標地点である大中遺跡公園や野添北公園まで避難していただくことを基本的な考えとしています。特に長い時間の地震の揺れや、津波警報などを聞いた場合は、より高いところへ逃げることを覚えておいてください。

＜避難対象地区＞



(2) 山崎断層帯地震等の直下型地震（町防災計画 P1-16～21）

直下型地震は、1995年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）により注目された、内陸部の活断層により発生する地震のことです。兵庫県内には、山崎断層帯、中央構造線断層帯、養父断層帯等の活断層があり、また、県外にも上町断層帯など多くの活断層が分布しています。これらの直下型地震は、地震の30年発生確率が0.1～3%や3%以上と低いものですが、実際のところ、いつ発生するか予測が付きません。なお、阪神・淡路大震災の時に活動した六甲・淡路島断層帯は、地震発生直前における発生確率が0.02～8%でした。

兵庫県の地震被害想定によると、町内では山崎断層帯による地震が発生した時に最大の被害となり、震度6強、全壊棟数888棟、死者59人と想定されています。

直下型地震に対する対策も、南海トラフの巨大地震と同じく、建物の耐震化を中心に、家具の固定や設置場所の検討を行うことです。また、避難するときのための非常持出品の準備や、食料や飲料水の備蓄などは、家庭で取組める大切な対策です。また、何よりも「地震はいつ起こってもおかしくない」との意識を持ち続けることが日頃からの備えにも結び付き、いざという時の被害を軽減させることに繋がります。

(3) 大雨による浸水被害（河川氾濫など）（町防災計画 P1-22）

本町では、大雨によって、加古川、水田川、喜瀬川などの堤防が仮に決壊等した場合、浸水被害が予測されます。なお、局地的な大雨が発生した場合、町内どこでも道路側溝等から水が溢れるような浸水被害（内水氾濫）が発生する可能性があります。

大雨の対策は、第一にハード整備（河川の整備、下水道の整備）であり、町や県、国によって着実に整備が進められています。ただし、近年はこれまでに体験したことの無いような大雨が降るなど、必ずしもハード整備だけでは対応しきれない事態が発生しています。そのため、近年ではソフト対策（防災情報の伝達、ハザードマップによる危険の周知、避難訓練等）により、被害を軽減させる取組みが全国的に進んでおり、町もハザードマップの作成や避難訓練等を実施しています。

ソフト対策はハード対策と異なり、住民の皆さん自身がその重要性を認識し、自らの地域の特性（特に河川等との位置関係、土地の高低差）を知ることが必要です。また、災害時に発表される様々な情報（気象情報、洪水予報、避難情報等）を自ら収集し、危険を回避するために自ら判断することが求められる対策でもあります。そのため、日頃から水害の可能性について認識し、いざという時にどのような対策をとるべきかを知っておくことが、いざという時の被害を軽減させることに繋がります。

(4) 台風による風害・高潮・高波（町防災計画 P1-23）

本町では、台風による風害、特に臨海部では高潮、高波による被害が想定されます。なかでも、強い台風が満潮時に、淡路島より西側の経路をとって直撃すると、強風が紀伊水道に流れ込み、湾奥などでかなりの高潮と高波が予想され、低地部では注意が必要です。

台風への対策は、まず気象庁が発表する台風情報に注意することです。そして、台風が近づく前に飛ばされやすいものを固定したり、飛散物による窓ガラスの破損等への対策を行うことが重要です。

また、高潮などの浸水被害に対しては、津波からの避難と同じく、より高い場所へ早めに避難を行うことが、被害を軽減させることに繋がります。

(5) その他事故・災害（町防災計画 P1-24～25）

上記のほか、町内に点在するため池が大雨や地震により決壊して発生する浸水被害や、自然災害以外にも、大規模火災、危険物事故、突発性重大事故、海上災害、鉄道災害、道路災害などの事故・災害が発生する可能性があります。

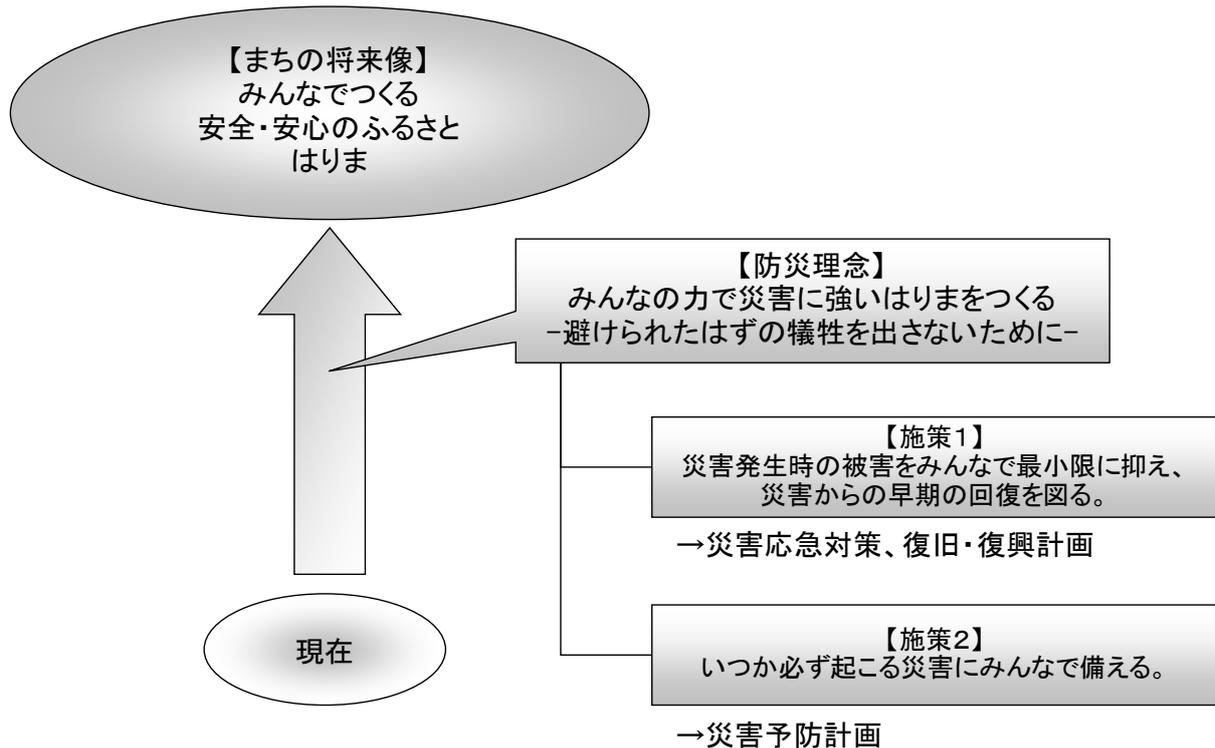
これらの事故・災害への対策は、各分野での予防措置等への取組みが第一となります。事故災害発生時は、事故災害に直接巻き込まれなくても二次災害の可能性がありますので、安易に見物などせず、町や関係機関からの指示に従い、自らの身の安全を守る行動をとってください。

4-2. 町の防災体制

(1) 町の防災基本方針（町防災計画 P1-26～27）

本町では、防災基本方針として、まちの将来像である「みんなで作る安全・安心のふるさと はりま」を目指し、「みんなの力で災害に強い はりまをつくる ～避けられたはずの犠牲を出さないために～」を防災理念として、各種の取組みを実施することとしています。

＜まちの将来像、防災理念、施策体系のイメージ図＞



(2) 町、住民・自主防災組織、事業者・団体の役割（町防災計画 P1-28～29）

災害に立ち向かうには地域の総力を結集することが必要不可欠です。そのため、町、住民、自主防災組織、事業者・団体の各主体が自らの果たすべき役割を理解し、連携・協力することが重要になると考えています。

（町・消防団の役割）

町は、基礎的地方公共団体として、防災の第一次的責任を有し、住民の生命、身体及び財産並びに町域を災害から保護するため、国及び県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及びボランティアの協力を得て、防災活動を実施します。そして、事業者の持つノウハウや流通在庫を備蓄として活用できるよう、日ごろから積極的に連携を図ります。

また、自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図ると共に、次世代を担う住民に対し、積極的に防災教育を行います。

（住民の役割）

住民の皆さんは、「自分の命は自分で守る」「家族の命は家族で守る」「自分たちのまち

は自分たちで守る」という意識を持ち、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄（7日分を目標とする）を進め、防災訓練や地域の活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災力の向上及び関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりなどを進めてください。また、過去に経験した災害から得た教訓を地域で共有し、後世に伝えることも大切な役割です。

(自主防災組織の役割)

自主防災組織及び住民組織等は、「自分たちが住む地域は、自分たちが守る」との意識に基づき、地域の住民を組織し、平時及び災害発生時の自主防災活動を行ってください。

(事業者の役割)

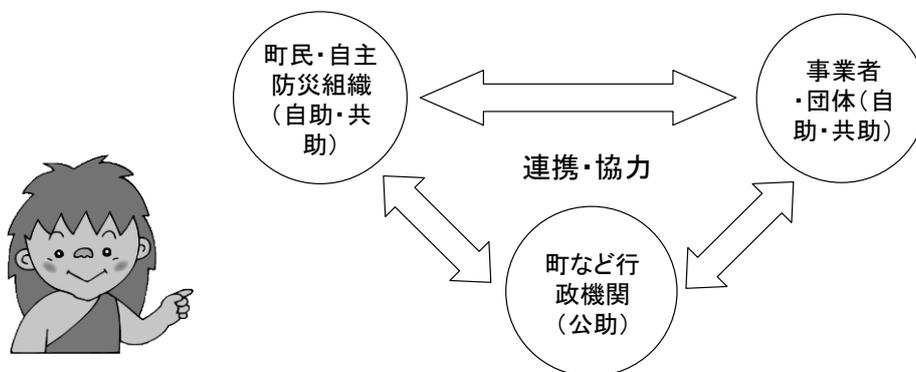
事業者は、従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業者が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めてください。

特に、災害応急対策等に関する事業者（小売店、飲食料品・医薬品メーカー、運送事業者、建設業者等）は、災害時においても事業活動を継続するとともに、その事業活動に関し、国、県及び町が実施する防災に関する施策に協力するよう努めてください。

(各種団体の役割)

各種団体（NPO、ボランティア団体など）は、各団体が災害時に果たす役割を十分に認識し、固有の能力を発揮することで地域住民への貢献を行い、防災活動の推進に努めてください。

＜町、住民・自主防災組織、事業者・団体の連携・協力＞



(3) 防災階層と防災拠点（町防災計画 P1-34～39）

本町では、防災対策に取り組む上で、地域的まとまりを考慮し、基本となる防災階層を定め、それぞれに防災拠点（地域防災拠点、コミュニティ防災拠点、自主防災活動拠点）を設置しています。それぞれの階層において、各主体が防災対策に努めることで、地域全体としての防災力を向上させることを目指しています。

5. いざという時のために知っておいていただきたいこと

ここでは町防災計画の中でも、住民の皆さんに特に「いざという時のために知っておいていただきたいこと」について、「第2部 災害応急・復旧・復興計画」から抜粋して説明します。詳しい内容は、町防災計画の該当頁をご確認ください。

5-1. 災害時の情報について

(1) 災害時の防災情報（町防災計画 P2-24～45）

災害時には、それぞれの事象にあわせて、各機関から様々な情報が発表されます。これらの情報の意味を知り、どのような行動をとるべきかを知っておいてください。

なお、これらの情報は、テレビやラジオ、各機関のホームページ等においても公表されます。自ら情報を収集し、避難行動等に役立ててください。また、町においてもこれらの情報を参考に、避難情報等（【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保）を発表します。

<災害時の防災情報>

発表者	状況	防災情報
気象庁	大雨時	各種注意報・警報、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報、台風情報、特別警報など
	地震時	緊急地震速報、震度速報、震源・震度に関する情報、津波警報・注意報
	その他	火災気象通報
国土交通省及び神戸地方気象台	大雨時	加古川洪水予報
兵庫県	大雨時	喜瀬川の水位到達情報、土砂災害警戒情報

(2) 災害時の被害情報の町への通報（町防災計画 P2-46）

災害時、町は町内の被害状況等について、情報を収集します。その際、住民の皆さんからの通報は、貴重な情報源となります。通報いただく際は、落ち着いて、予め住所、氏名、被害の状況、要望などを整理し、お電話等でお伝えください。

なお、災害発生時は一時的な混乱状況やライフラインの遮断等により、電話等が繋がりにくくなる可能性があります。また、町がなすべき防災対策に追われている場合、一時的に電話対応が出来なくなる可能性がある点、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

5-2. 命を守る行動について

(1) 避難の基本的な考え方（町防災計画 P2-72～73）

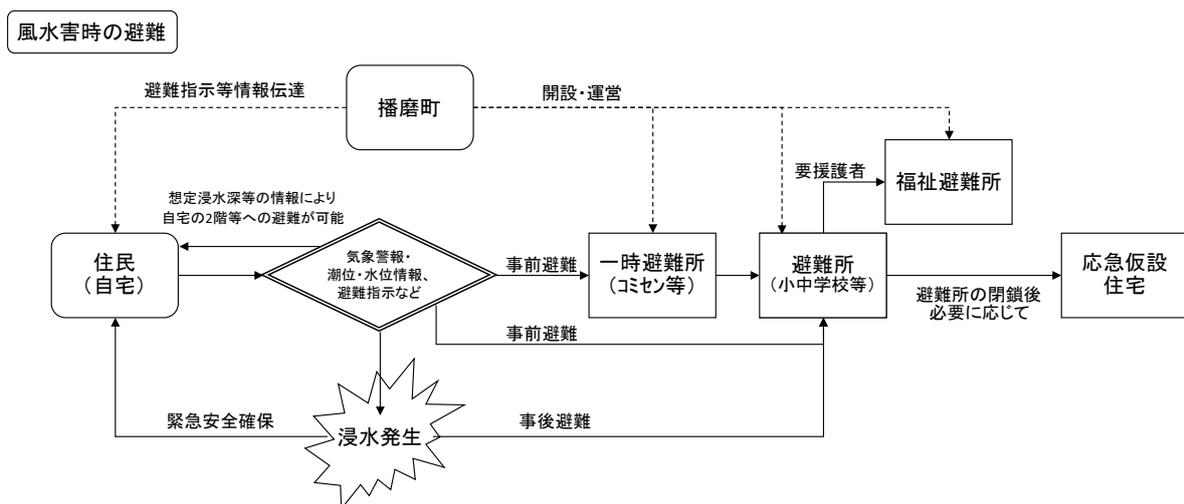
災害から命を守るためには、避難が有効な手段となります。ただし、一言で避難と言っても、災害やその時の状況によって、とるべき行動は異なってきます。災害別における避難のあり方について、以下に説明します。

■風水害時の避難のあり方

風水害時には、局地的な集中豪雨を除き、多くの場合、事前に気象予警報など防災情報が発表され、それらを参考として事前避難を行う時間的余裕があります。町もそれらの事前の防災情報を参考に、避難情報を発表します。

なお、状況によっては移動途中での被災の危険性もあるため、必ずしも指定の避難所への屋外の移動を伴う避難（水平避難）を行うだけではなく、状況に応じて、自宅の2階以上への垂直避難（屋内での退避等の安全確保措置）を行ってください。

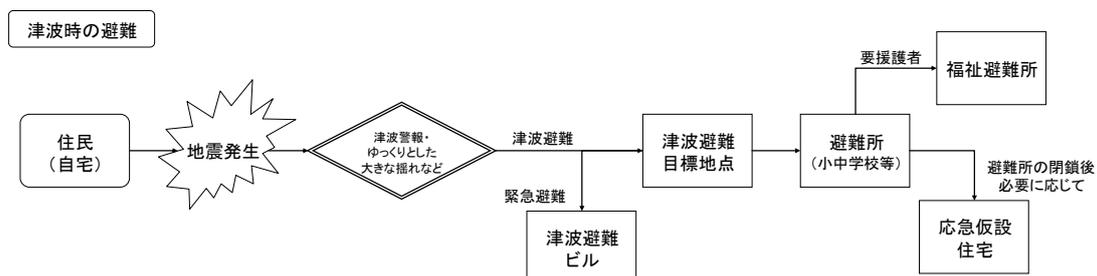
<風水害時における避難の流れイメージ>



■津波からの避難のあり方

津波は、主に南海トラフ等の海溝型地震に伴って発生することが指摘されています。地震発生時には、気象庁から津波警報等が発表されるため、その事前情報を参考として町も避難情報の発表を行います。なお、東日本大震災で指摘されたように、津波からの避難は、予兆や情報を感知した時点で、より早くより高い場所へ避難してください。

<津波時における避難の流れイメージ>

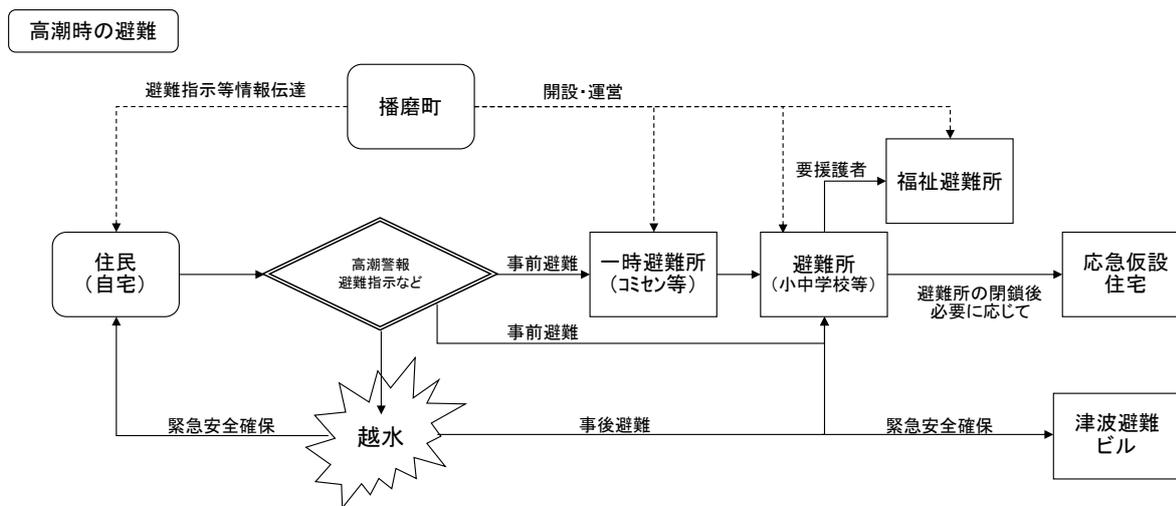


■高潮からの避難のあり方

高潮は、台風によって引き起こされます。事前に、台風情報や高潮警報などが発表されますので、風水害時に準じた対応が基本となりますが、高潮の場合には洪水よりも新水深が深くなるのが想定されるため、避難先の想定新水深を考慮して避難先を選択する必要があります。

また、避難行動が遅れるなどの理由により水平避難を行う時間的な余裕がない場合には、津波避難ビル等への垂直避難へと避難行動を切り替える必要があります。

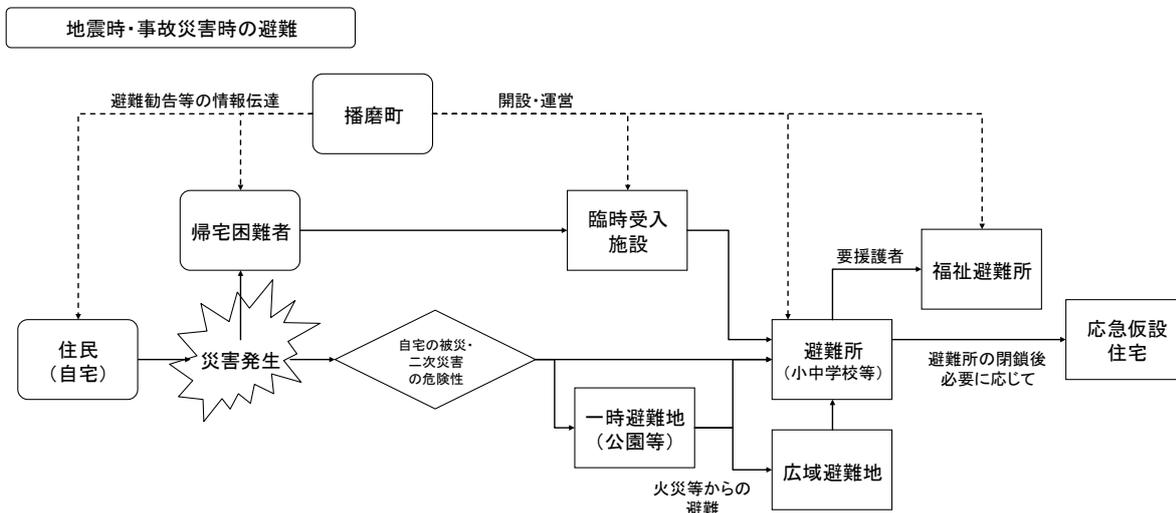
<高潮時における避難の流れイメージ>



■地震時及び事故災害時の避難のあり方

地震や事故災害などは、事前の予測が困難な災害です。そのため、災害が発生した後に、例えば自宅が被災したから避難する、火災が迫ってきたから避難するなど、事後対応的な避難が中心となります。そのため、町の避難情報は、現場の被害情報などを参考に発表することになります。町からの避難情報に留意し、自らの身を守る行動をとってください。

<地震時及び事故災害時における避難の流れイメージ>



(2) 町が発表する避難情報について（町防災計画 P2-74~92）

本町では、関係機関の防災情報等を参考に、住民の皆さんの生命を守る行動を支援するために、避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発表します。それらの情報の意味を知り、自らの避難等に役立ててください。また、災害による危険性の高い地域については、町が警戒区域を設定し、立入を制限することもあります。

<避難情報等一覧>

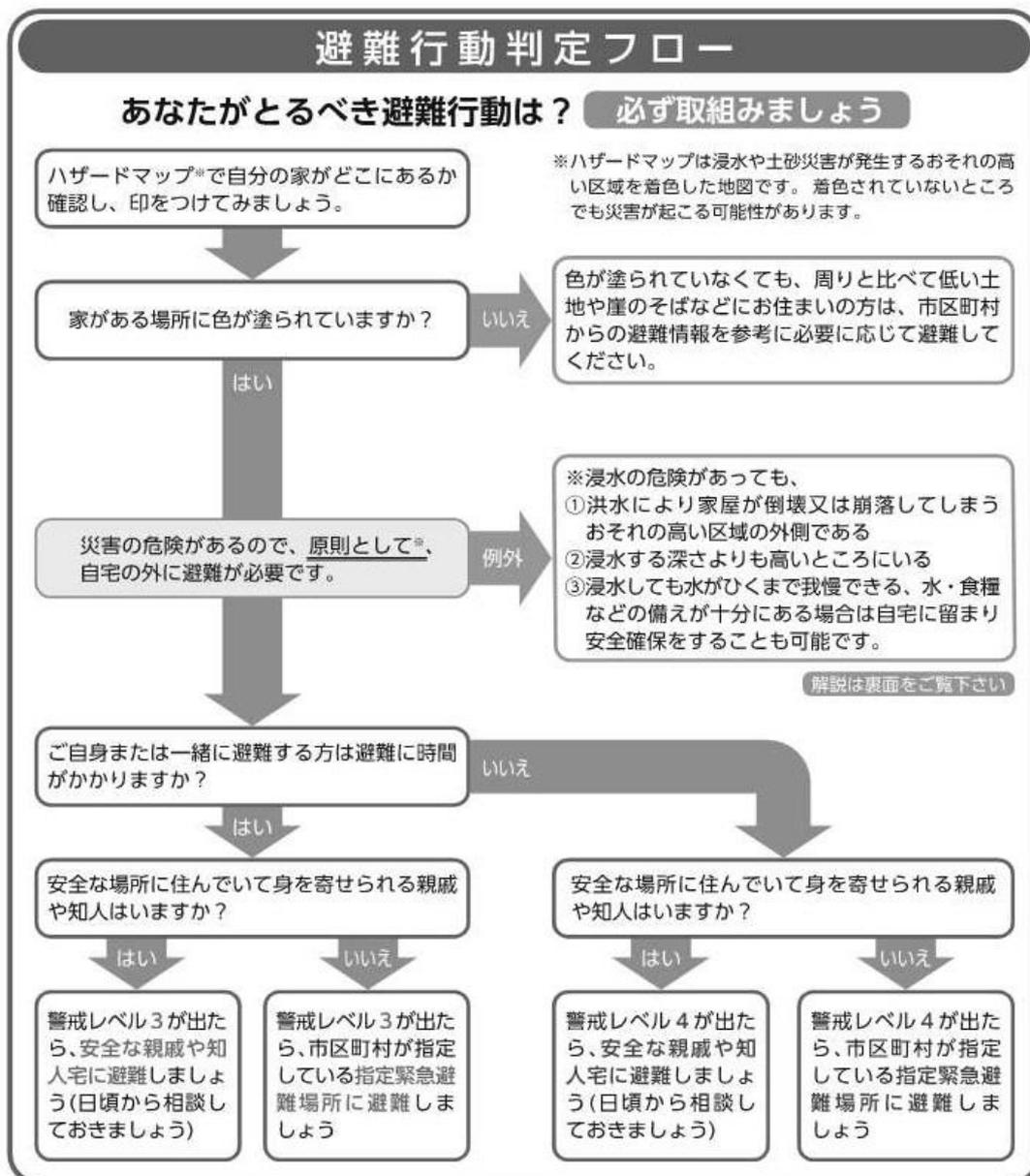
警戒レベル	区分	発表時の状況	住民の皆さんがとるべき行動
警戒レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれがあり、要配慮者等の特に避難行動に時間を要する住民が避難行動を開始しなければならない状況 ※夜間や暴風下における避難を回避するために、適切な時間帯に高齢者等避難を発令する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等の特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 ・特に、急激な水位上昇の恐れがある河川沿いは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することが強く望まれる。
警戒レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生するおそれが高く、災害リスクのある区域等の居住者等が避難行動を開始しなければならない状況 ※夜間や暴風下における避難を回避するために、適切な時間帯に避難指示を発令する。 ※発令基準を満たしたときは、指定緊急避難場所の開設を終えていなくても発令する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・居住者等は全員、計画された避難場所等への避難行動を開始 ・指定緊急避難場所への避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合や、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できると自ら判断した場合には、近隣のより安全な場所や建物等へ避難、屋内のより安全な場所へ移動することも可能。
警戒レベル5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生又は切迫しており、居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き（水平）避難することがかえって危険であると考えられる状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・命を守るための最善の行動をとる

※適切な避難行動は、切迫する危険を回避するための行動を基本とし、住民一人ひとりが自らの置かれる状況に即して、適切な避難の時期や方法、避難する場所を選択する必要があります。したがって、住民の皆さんは、避難情報が発信されていないことを理由に避難行動を行わないのではなく、被害発生予測が可能となるような情報収集、地域特性に応じた早期避難に努めるとともに、冠水時等の悪条件下の屋外移動の回避、垂直避難の可能性等に留意し、適切な行動をしてください。



▲津波避難訓練の様子

※特に感染症の流行下においては、指定避難所等に避難者が殺到することを避ける必要があるため、ハザードマップや「避難行動判定フロー」等を用いて地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した適切な避難先を選択するとともに、親戚・知人宅等、避難所以外の多様な避難先について事前に検討しておくことが望まれます。



(3) 避難所の開設・運営について（町防災計画 P2-95～98）

本町では、災害発生時に以下の避難所を開設します。

特に地震等の大規模災害においては、町内の小中学校において、長期的な避難所生活を送る可能性があります。その備えとして、町では「避難所運営マニュアル」の作成を進めており、地域・学校・町が連携して、避難所を運営するための仕組みづくりに取り組んでいます。

<避難所の区分>

区分	概要	指定施設	備考
避難所	自宅が被災する等、住居を失った被災者が一時的に生活を行う場所	主に町内の小中学校など	主に地震等の大規模災害時（※不足する場合は、適宜幼稚園等の町施設の活用を検討する）
一時避難所	一時的に災害を逃れる場所	中央公民館、各コミュニティセンター	風水害時にのみ収容避難所として、避難所（学校等）に先行して開設する。大規模災害、地震災害では施設全てを福祉避難所として使用する。
福祉避難所	要配慮者用の避難所	福社会館ほか	

※災害対策基本法が改正されたことに伴い、避難所（避難場所）には以下の区分により整理することが定められました。播磨町では、住民の皆さんが混乱しないよう、従来の名称を使用しつつ、これらの区分による整理を図っています。

<災害対策基本法による新たな区分>

指定緊急避難場所	切迫した災害の危険からの逃れるための避難場所 該当する避難先の例：津波避難ビルや津波避難目標地点など
指定避難所	一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所 該当する避難先の例：小学校の体育館など

(4) 人命救出活動について（町防災計画 P2-101～103）

阪神・淡路大震災では、生き埋めや建築物などに閉じ込められた人のうち、生存して救出された約95%の方は、自力または家族や隣人などに助けられました。また、死者の大半は、地震が発生した当日か翌日の間に発生し、生存者を救出できたのは、大部分が3日目までとされています。このような傾向は、他の大規模地震でも見られ、地震発生から最初の3日間は、人命を救助するために非常に重要な時間「黄金の72時間」と呼ばれています。

町は、人命救出活動体制を確立するために、関係者への連絡調整を行います。ただし、道路の寸断、ライフラインの断絶などによって、必ずしも行政による支援が行き渡る保証はできません。「自らの身は自ら守る（自助）」、「自らの地域は自分たちで守る（共助）」の意識を持って、地域で協力しながら人命救出活動にあたってください。

また、要救助者をできるだけ早期に把握し、救助活動を効率化・円滑化するため、県から安否不明者等の氏名等が原則公表されます。

<救護活動におけるトリアージについて>

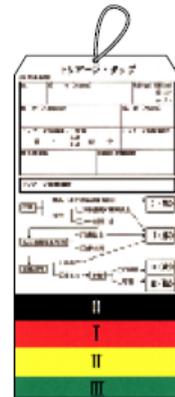
地震などの大規模災害時には、多くの負傷者等が医療機関に殺到することが考えられます。この場合、多くの負傷者等の中から、生命にかかわる傷病の方から優先的に治療や搬送を行うこととなります。この治療等の優先順位をつけることを「トリアージ」と言います。一人でも多くの命を救うためには、この必要性や内容について、住民の皆さんの理解が不可欠です。

<トリアージ・タグ>

トリアージでは、医師等が、傷病者を重症度・緊急度の高い順に赤、黄、緑、黒の四つの色に分類し、「トリアージ・タグ」をつけます。

トリアージの4分類

- 治療の順番 ↓
- 赤（重症）：生命を救うため、直ちに処置を必要とする。窒息、多量の出血、ショックの危険性がある。
 - 黄（中等症）：入院の必要はあるが、治療の時間が多少遅れても生命に危険がない。
 - 緑（軽傷）：軽微な傷病で専門医の治療を必要としない。
 - 黒（死亡）：既に死亡している、または明らかに即死状態であり、心肺蘇生を施しても蘇生の可能性がない。（余裕がない限り治療しない）



参考：よくわかる「南海地震対策」のしくみ（高知県）

(5) 建物等の応急危険度判定について（町防災計画 P2-138～141）

地震等により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の皆さんの安全確保を図るために、町は県と連携し、建物等の応急危険度判定を行います。

応急危険度判定は、町から依頼を受けた応急危険度判定士が被災建築物の調査を行い、その建築物が使用できるか否かを応急的に判定します。応急危険度判定士とは、県知事の認定を受け、ボランティアで判定活動を行う方です。応急危険度判定士は判定活動に

従事する場合、身分を証明する判定士認定証を常時携帯し、「応急危険度判定士」と明示した腕章及びヘルメットを着用します。

応急危険度判定を行った場合、その判定結果に基づき、危険（赤紙）、要注意（黄紙）、調査済み（緑紙）のいずれかの判定標識を建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者だけでなく、付近を通行する歩行者に対しても安全であるか否かを容易に識別できるようにします。また、判定標識には、判定結果に基づき簡単な説明及び二次災害防止のための処置について書かれています。

なお、この判定は、罹災証明書のための被害認定調査とは異なります。応急危険度判定は、余震等により二次被害が発生しないように、被災した建築物が応急的な安全性を有しているかどうかを判定するものです。応急危険度判定と被害認定調査とは目的が異なりますので、判定結果が必ずしも同じになるわけではありません。

< 応急危険度判定の結果表示例（参考：富山県HP） >



5-3. 生活再建に向けて

地震や風水害など、災害が一定程度落ち着いたら、生活再建に向けての取組みが本格化します。特に被災された方に対しては、行政からの支援制度が整備されています。詳細は、その災害毎に町が設置する生活再建の総合相談窓口で説明が行われます。

(1) 被害認定調査と罹災証明書について（町防災計画 P2-153～157）

各種の生活再建支援制度の適用を受けるにあたっては、被害認定調査を受け、罹災証明書の発行を受ける必要があります。

被害認定調査は、内閣府が定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」によって、原則として住家を対象に町が実施します。同指針には、地震による被害、水害による被害、風害による被害について、その判定基準が定められています。なお、火災については、消防庁が定めた「火災報告取扱要領」によって消防署が実施します。

被害認定調査では職員が現地調査等を行うため、広範囲で被害が発生した場合、調査完了までに多くの日数を要する可能性があります。（大規模な災害が発生し、被害が多数発生している場合は、迅速に罹災証明書の発行を行うために、外観だけで調査する方法をとる場合もあります）

また、被害認定調査の結果に不服がある場合には、町に再調査を申請することができます。

なお、この被害認定調査は、応急危険度判定とは異なります。応急危険度判定は、余震等により二次被害が発生しないように、被災した建築物が応急的な安全性を有しているかどうかを判定するものです。被害認定調査と応急危険度判定とは目的が異なりますので、判定結果が必ずしも同じになるわけではありません。

(2) 各種の生活再建支援制度について（町防災計画 P2-158～166）

災害時には、その被災規模によって、行政による支援として、災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金などの支給が実施されます。適用条件や支給額等は、それぞれ詳細が異なりますので、町にご相談ください。

■死亡した場合

- ・災害弔慰金（町）
- ・死亡見舞金（県）

■障害が残った場合

- ・災害障害見舞金（町）

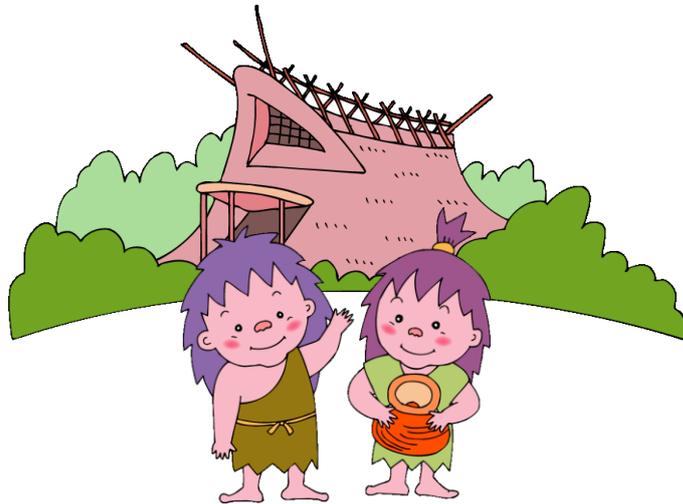
■税の減免

■住家が被害を受け合場合

- ・災害見舞金等（町）
- ・災害援護金（県）
- ・被災者生活再建支援金（国）
- ・兵庫県住宅再建共済制度（加入者のみ）
- ・仮設住宅等への入居
- ・住宅の応急修理

■資金の貸付が必要な場合

- ・災害援護資金（町）
- ・生活福祉資金（社会福祉協議会）
- ・災害復興住宅融資（住宅金融支援機構）
- ・中小企業への融資（日本政策金融公庫等）



**みんなの力で災害に強いはりまをつくる
～避けられたはずの犠牲を出さないために～**

播磨町地域防災計画 住民向けダイジェスト

**令和6年1月修正
播磨町**